

(お知らせ)



古い照明器具を使用中の皆様へ！

～ 照明器具の安定器に PCB が含まれている可能性があります ～

今年度（平成 29 年度）補助事業の公募を 4 月 24 日から開始しました

平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

LED 照明導入促進事業

(PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業)

【補助事業の目的】

- 産業部門及び民生（業務）部門においては、昭和 47 年に製造が中止され、未だ相当数存在する PCB 使用照明器具を LED 照明に交換し、適正処理することで大幅な二酸化炭素排出削減が見込まれます。
- このため、本事業は、現在使用中の PCB 使用照明器具の LED 照明への交換を支援することにより、PCB 早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

※本事業は、低炭素型製品の購入及び設置費用の一部を補助することで、PCB 使用安定器の早期処理を加速化するため、平成 29 年度から 3 年間限定で行うものです。

【補助事業の概要】

(1) 事業内容

- 昭和 47 年以前に製造され、現在も使用中の PCB 使用照明器具（* 1、2）を、一定以上の CO2 削減効果のある低炭素型製品（LED 一体型器具）に交換する事業について、これにより生じる PCB 廃棄物（安定器）の早期処理が確実な場合に限り、LED 照明の購入及び取付工事に関する費用の一部を支援します。

- * 1 PCB 使用照明器具とは、蛍光灯器具や水銀灯器具、低圧ナトリウム灯器具で、PCB を含有する安定器を使用した照明器具をいいます。
- * 2 PCB を使用した安定器は、昭和 32 年（1957 年）1 月から昭和 47 年（1972 年）8 月までに製造されました。

出典：PCB 使用照明器具に関する情報（一般社団法人 日本照明工業会 HP）

<http://ilma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

(2) 対象事業の要件

- ①現在使用中の照明器具の安定器にPCBが含有されていること。
- ②LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること。
 - ⇒ 以下の1)～3)を全て満足していること。
 - 1) PCB 特別措置法に基づく使用中の安定器の届出を、都道府県市に提出していること。
 - 2) JESCO への予備登録が完了していること。
 - 3) 平成31年3月31日までにJESCOへの処分委託が完了すること。
(ただし、事業者の責もない事由によって遅れた場合はこの限りでない。)
- ③交換する照明器具がLED一体型器具であること。
 - ⇒ ランプのみの交換は対象外です。

(3) 補助対象者

- 民間企業、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人等
- ※ 地方公共団体は対象外です。

(4) 補助対象経費・補助率

LED照明器具の購入及び取付工事に要する経費の1/2

(5) 事業期間

原則、単年度です。

(6) 公募期間・説明会等

- 公募期間 平成29年4月24日(月)～平成29年5月19日(金) 12時必着
- 公募説明会 平成29年4月24日(月)～28日(金)に、全国5か所で開催します。

(7) その他

本補助事業の詳細については、下記 URL (一般社団法人環境技術普及促進協会) をご参照ください。(お電話でのお問い合わせはご遠慮ください。)

http://www.eta.or.jp/offering/17_1_1led/170424.php

また、PCBの早期処理については、下記 URL (環境省、PCB早期処理情報サイト) をご覧ください。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>